

簡易公募型競争入札方式に準じた手続きに係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

なお、本業務に係る落札決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

令和7年3月31日

支出負担行為担当官

北海道開発局留萌開発建設部長 林 華奈子

1 業務概要

- (1) 業務名 留萌開発建設部管内 道路交通情勢調査業務
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 業務内容
本業務は、概ね5年に一度、全国一斉調査で行われる「全国道路・街路交通情勢調査」として、自動車起終点調査(OD調査)により自動車の利用実態を把握するとともに、これに併せて交通量調査を実施するもので、道路の計画、建設、維持修繕、その他の管理などについての基礎資料を得ることを目的とする。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - 1) 計画準備 1業務
 - 2) 自動車起終点調査(OD調査) 1式
 - 3) 一般交通量調査 1式
 - 4) とりまとめ及び報告書作成 1業務
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで
- (4) 本業務は、低入札業務等における品質確保対策の試行対象業務であり、特記仕様書に記載する品質確保対策が履行されない場合は、業務成績評定に厳格に反映するとともに指名停止等の措置を講ずることがある。
- (5) 本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

2 指名されるために必要な要件

- (1) 入札参加者に要求される資格
 - 1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - 2) 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
 - 3) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - 5) 北海道内に本店があること。
 - 6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
(入札説明書参照)
- (2) 入札参加者を選定するための基準
北海道開発局工事等競争参加者選定要領(平成12年12月19日付け北開局工第333号)第27条の規定に基づく指名基準による。
なお、同種業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとし、選定者数については、10者程度とする。

3 入札手続等

- (1) 担当部局
〒077-8501 北海道留萌市寿町1丁目68番地
北海道開発局留萌開発建設部契約課 上席専門官（入札（業務））
電話：0164-42-2367
メールアドレス hkd-rm-rumoi-den@gxb.mlit.go.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
入札説明書は、令和7年3月31日(月)から令和7年5月21日(水)までのうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで（ただし、最終日は13時00分まで。）、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 参加表明書を提出できる者の範囲
参加表明書を提出する時において、上記2(1)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けている単体企業とする。
- (4) 参加表明書の提出期限、提出先及び提出方法
提出期限： 令和7年4月10日(木)10時00分
ただし、紙入札方式による場合は、同日の10時00分（必着）
提出先： 紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。
提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、紙により持参、書留郵便又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）すること。
入札日時： 電子入札システムによる場合の締め切りは、令和7年5月21日(水)13時00分まで。
持参、郵送又は託送による場合の提出期限は、令和7年5月21日(水)13時00分まで。提出先は上記(1)に同じ。
開札日時： 令和7年5月28日(水)10時00分

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (2) 入札の無効
本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札、無効の技術提案をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 落札者の決定方法
 - 1) 予決令第98条において準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
 - 2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合には、予決令第86条の調査を行うものとする。
 - 3) 上記において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムの備える電子くじを用いて落札者を決定する。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 本業務に係る落札決定及び契約締結は、令和7年5月28日を予定しているが、予算成立が令和7年5月29日以降となった場合は、予算成立日に落札決定及び契約締結する。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が暫定予算の期間分のみ計上されているときは暫定予算の期間分のみ契約とする。
- (6) 詳細は入札説明書による。